
規 則

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

高知県宅地建物取引業法施行細則（昭和40年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第9条」を「第9条第1項及び同条第2項において準用する法第4条第2項」に、「第5条の3第1項及び第2項」を「第5条の2第1項及び第2項」に、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「変更届出書」に改める。

第3条第2項を削除する。

第3条の2中「第9条」を「第9条第1項」に、「第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書に、同条第2項」を「第5条の2第1項の変更届出書に、法第9条第2項において準用する法第4条第2項及び施行規則第5条の2第2項」に改め、同条第1号中「第8条第2項第2号」を「第4条第1項第1号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改め、同条第2号中「第8条第2項第6号」を「第4条第1項第5号」に、「規定する者」を「規定する者（同条第2項の規定によりその者とみなされる者を含む。）」に改める。

第4条中「第1条の2第1項第8号」を「第1条の2第1項第9号」に改める。

第5条中「第5条の5」を「第5条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則